# 梨県公

第千四百四十七号

平成十六年

一月二十九日

Ξ 解除の理由

曜

に供する。)

(「次の図」は、

省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧

木

日 指定理由の消滅

## 山梨県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、 次のよ

保安林の指定の解除の予定 (二件).....三七

告

示

目

次

平成十六年一月二十九日

解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

県営土地改良事業計画の変更......三八 土地改良事業の施行認可......三七 

水源のかん養

Ξ 解除の理由

(「次の図」は、 省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧

に供する。)

教育委員会

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見..................三九 

#### 告 示

遊技機の型式の検定

公安委員会

## 山梨県告示第二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、 次のよ

うに保安林の指定を解除する予定である。

平成十六年一月二十九日

保安林の所在場所

南アルプス市芦安芦倉字御勅使川入一六八六・芦安安通字御勅使川入口六九九の

(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

Щ 本 栄

山梨県知事

保安林として指定された目的

水源のかん養

Щ

梨 県

公

報

第千四百四十七号

平成十六年一月二十九日

四

彦

山梨県告示第三十号

うに保安林の指定を解除する予定である。

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

南アルプス市芦安芦倉字野呂川入西方一六八四(次の図に示す部分に限る。)

国立公園事業用地とするため

山梨県告示第二十九号

四

部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。 十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東 次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四

平成十六年一月二十九日

山梨県知事

栄

彦

Щ 本

河川の名称 相模川水系 鹿留川

廃川敷地等が生じた年月日 平成十六年一月二十九日

廃川敷地等の位置 都留市鹿留字砂原前千四百三十九の一番地先から千四百二十八

の一番地先まで

Ξ

廃川敷地等の種類及び数量 千八十七・九平方メートル

法第十条第一項の規定により、平成十五年十二月二日中丸北土地改良事業共同施行会長 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十五条第三項において準用する同

三八

依田健に土地改良事業(中丸北地区区画整理事業)の施行を認可した。

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

平成十六年一月二十九日

山梨県告示第三十一号

萩原地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業 (緊急畑地帯総合整備事業下 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成十六年一月二十九日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成十六年一月三十日から同年二月二十七日まで

Ξ 縦覧場所

塩山市役所

兀 異議申立期間

平成十六年二月二十八日から同年三月十三日まで

### 山梨県告示第三十二号

軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により

平成十六年一月二十九日

山梨県総合県税事務所長 λ 戸 野 昭

芳

廣瀬徳昭 石油 取締役 有限会社両ノ木	氏名又は名称
山梨県東八代郡一宮町末木七二九番地	主たる事務所又は事業所の所在地
平成十五年十一月三十日	指定取消年月日

告

公

• 大規模小売店舗の新設に関する届出

情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年五月二十九日まで縦覧に供する。 あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届出が

平成十六年一月二十九日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

届出者の氏名又は名称及び住所

鳥昭雄株式会社ニトリ	氏名又
代	は
代表取締役	名
役	称
似	
号 北海道札幌市手稲区新発寒六条	住
一丁目五番八十	所

#### | 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ニトリ甲府店
- 所在地 甲府市中小河原町三十七番四号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

鳥昭雄株式会社ニトリー代表取締役	氏名又は名称
似	
号、北海道札幌市手稲区新発寒	住
	所

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年八月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 六千七百八十六・八六平方メートル

届出年月日

Ξ

平成十五年十二月二十六日

• 大規模小売店舗の新設に関する届出

情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年五月二十九日まで縦覧に供する。 あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届出が 平成十六年一月二十九日

届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 Ш 本 栄 彦

事 内藤悦次 山梨県家具工業協同組合 氏 名 又 は 名 代表理 称 |甲府市徳行二丁目四番二十三号 住 所

#### 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ウエルガーデン
- 所在地 甲府市徳行二丁目二百八十六 三番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

表取締役 桑本眞一郎 株式会社山梨イエローハット 島廣司株式会社ノジマ 氏 名 又 代表取締役 は 名 称 野 代 |神奈川県相模原市横山一丁目一番一号 |東八代郡御坂町成田二千二番地 住 所

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年九月十五日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4

四千百四十九・六平方メートル

Ξ 届出年月日

平成十六年一月十四日

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年二月二十九日まで から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により御坂町

平成十六年一月二十九日

Щ

梨

県 公

報

第千四百四十七号

平成十六年一月二十九日

縦覧に供する。

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名 称 御坂ショッピングセンター
- 2 所在地 東八代郡御坂町夏目原字カウド千百十六番
- 二 届出の内容及び公告日
- 内容 新設
- 公告日 平成十五年八月二十一日
- 意見の概要

Ξ

2

駐車場出入口付近の交通安全対策について

換地処分の実施

県営中山間地域総合整備事業 ( 八ヶ岳西部地区鳥久保工区 ) の換地処分を平成十五年十 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成十六年一月二十九日

二月十八日実施した。

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

#### 教育委員会

• 一般競争入札について

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

のである。

平成十六年一月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 数 野

強

1 役務の名称及び数量

一般競争入札に付する事項

- 山梨県立博物館(仮称)総合情報システム構築業務 一式
- 役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

2

平成十七年八月三十一日まで 履行期限

3

4 履行場所

山梨県教育委員会教育長が指定する場所

## 二 一般競争入札の参加資格

- することができる者であること。必要な資格等(平成十五年山梨県告示第百四十六号)の一に定める競争入札に参加1(平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に)
- 必要となる他の機能を備えるシステムをいう。合的な博物館情報システム」とは、収蔵品情報の管理のみならず、博物館の運営に物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)に規定する博物館をいう。また、「総ステムを元請けとして納入した実績があること。なお、ここで「博物館」とは、博2 山梨県立博物館(仮称)と同等規模以上の博物館に対し、総合的な博物館情報シ
- を専任で従事させることができること。 3 当該調達役務に関する経験が豊富で、かつ同種のシステム開発経験のある技術者
- 速かつ適切に行えること。4 当該調達役務に関し、システム本稼働後のメンテナンスを教育長の求めに応じ迅
- 5 この公告に示す役務を確実に履行できると教育長が判断した者であること。
- い。 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

#### 三 入札手続等

- 員会学術文化財課博物館建設室総務担当 電話〇五五 二二三 一八五六郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育委1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- まで三の1の交付場所において交付する。 定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から午後五時この公告の日から、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に

2

入札説明書の交付方法

3 入札説明会の日時及び場所

内一丁目九番十九号) 五〇四会議室 平成十六年二月四日 (水) 午後一時三十分 山梨県庁東別館 (山梨県甲府市丸の

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- の内一丁目九番十一号)六〇二会議室 平成十六年三月十日 (水) 午後一時三十分 山梨県庁県民会館 (山梨県甲府市丸
- 5 郵送による入札書の受領期限

平成十六年三月九日 (火) 午後四時三十分

6 入札の無効

第百二十九条各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)反した者が行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

7 落札者の決定方法

札者とすることがある。 札者とすることがある。 、方定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときれないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこの格によってはその者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札も、利則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

#### その他

兀

日本語及び日本国通貨 契約の手続において使用する言語及び通貨

入札保証金

色余

3 契約保証金

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

- 4 入札者に要求される事項
- 会学術文化財課博物館建設室総務担当に持参すること。札説明書に示す書類を平成十六年二月十九日午後四時三十分までに山梨県教育委員この一般競争入札に参加を希望する者は、二の1から6までに係る証明書及び入
- 5 契約書作成の要否

更

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- Nature of the required services:
- Management system software, hardware, and detailed design, using the lay-out given by the Yamanashi Prefectural Museum(provisional name)
- Date and time of tender:

N

1:30 PM, March 10, 2004

Щ 梨 県 公 報 第千四百四十七号 平成十六年一月二十九日

Contact information for bureau in charge:

Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8501, JAPAN TEL:055-223-1856 Museum Construction Office, Yamanashi Prefectural Board of Education, 1-6-7

#### 公安委員会

遊技機の型式の検定

四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 規定により公示する。 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

なお、検定の有効期間は、平成十九年一月二十八日までとする。 平成十六年一月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 田 美 枝

町三丁目一二番地愛知県名古屋市中村区長戸井役 永野裕豊	丁目九番二一号 经知票名古屋市千種区今池三役 金沢要求 代表取締	申請者氏名又は名称及び住所	
動役物 第二分 第二) 第二) 第二) 規則第六条第 機 機 と が は り の を り の も り の も り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	動役物第一種特別電第二人間の一種特別電の一種特別での一種特別での一種がある。	及び区分類	
電 表第 <del>注</del>	電業第一技		
T ツ C モ 天 国	L の C 2 源 R Z かんエ	型 式 名 概	
株 豊 式 会 社 業	三 株 洋 物 産 社	業は製 者輸造 要 名入又	
三〇〇九三六	三〇〇九〇七	検定番号	
			_

三〇〇八八三	ンドディ サント サント アールセイ アールマイ	M C V R 舞夢	一号イ (別表規則第六条第	愛知県名古屋市中区丸の内二孝 ドディ 代表取締役 梅村義
三〇〇九二三	ン アサン ドルセン アリン アリン アール セン アイン マイン イン イン イン イン イン イン イン イン イン・アイン アイン・アイン アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・	M C R 舞	動役物 開子 開刊	大学 である
三〇〇九〇八	ン サ 株 ド ー ン セ デ ル セ 会 ィ ア イ 社	V C R 舞夢	動役物 ポラス はちんこ遊技機 のこ がま の で の で の で の で の で の で で が で が で が で かん こ が で が で が で が で が で が で が で が で が で が	丁目一一番一三号 愛知県名古屋市中区丸の内二 愛知県名古屋市中区丸の内二 様式会社サンセイアールアン
三四〇八四〇	レ イ モ ア え 社 社	ラッグス	五) 二号(別表第 規則第六条第	二号 大阪府吹田市豊津町一四番一代表取締役 外山公一 株式会社SNKプレイモア
三〇〇九三七	会 工業 株式ン	M C Z R 力 也	動役物 ポラス はちんこ遊技機 はちんこ遊技	ーニ七番地 一二七番地 一二七番地 で和県春日井市桃山町一丁目 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。
三〇〇九四五	株 豊 式 会 社 業	V ツ C モ 天 天 ラ	動役物 開門	町三丁目一二番地 受知県名古屋市中村区長戸井 受知県名古屋市中村区長戸井

Щ
梨
県
公
報
第千四百四十七号
平成十六年一月二十九日

三丁目二〇番八号	三丁目二〇番八号。一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,	三丁目二〇番八号室知県名古屋市中川区尾頭橋役「榎本宏(根本宏)	丁目一一番一三号   第 第
動役物 第一種特別電 第二 (別表第二)	動役物 第二) 第二) 第二) 明末 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	動役物 第二) 第二) 用期第六条第 のでは、別表	動役物第二)
X ラ C R イ R 2 ダ 面	V ラ C R イ R 2 ダ 面	M ラ C R イ F 3 イ 仮 面	
株 京 式 会 社 業	株 京 式 楽 会 産 社 業	株 京 式 楽 会 産 社 業	
三〇〇九五二	三〇〇九三九	三〇〇九三八	

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号